

権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、
委任の期間及び報告の期間

(平成 29 年 5 月 30 日時点)

事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (法第 40 条第 1 項の規定による権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係るもの)	委任の期間	報告の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	平成 29 年 5 月 30 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1 か月
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成 17 年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第 34 条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。)		
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合		
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び暴力追放運動推進センター		
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
総務大臣	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
法務大臣	債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業		
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構		
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 9 条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業		

	信用基金協会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、J Aバンク支援協会、J F マリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
経済産業大臣	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会		
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、建設業及び測量業		